

上越市バスケットボール協会ミニバスケットボール連盟規約

- 第1条 本連盟は、上越市バスケットボール協会ミニバスケットボール連盟と称す。
- 第2条 本連盟の事務所は、会長が指定する場所に置く。
- 第3条 本連盟は、上越市バスケットボール協会の事業計画に基づき、ミニバスケットボールの普及発展及び技術の向上を図ることを目的とする。
- 第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 上越市バスケットボール協会が行う事業と自主事業。主な活動は次の通り。
 - a. 強化事業
 - ・上越カップ
男女各12チームで、本連盟登録チーム4チーム、招待チーム8チーム
招待チームは糸魚川地区1チーム、妙高地区1チーム、地区外6チーム
 - b. 育成事業
 - ・スプリングチャレンジマッチ
本連盟登録チームと、招待チーム
招待チームは糸魚川地区と妙高地区のチームを基本とする。
 - ・夏季市内大会
本連盟登録チーム
 - ・冬季市内大会
本連盟登録チーム
 - c. 新潟県フレッシュミニバスケットボール大会地区予選会
 - 2 ミニバスケットボールに関する技術及び規則・審判に関する事業
 - 3 ミニバスケットボールに関する講習会の開催及び指導者の養成
 - 4 その他、目的の達成に必要な事業
- 第5条 本連盟は、登録チームの指導者及び上越市バスケットボール協会の役員をもって組織する。
- 本連盟に次の専門部を置く。
- 1 総務部
 - 2 競技部
 - 3 審判部
 - 4 育成部
- 第6条 本連盟に次の役員を置く。
- 1 監事 2名
 - 2 事務局 3名（会計を含む）
- 第7条 専門部に部長1名、部員若干名を置く事が出来る。
- 2 専門部長は上越地区ミニバスケットボール連盟の専門部も兼任する。
 - 3 指導責任者が役員を務める場合は、必ずしも専門部員にあたらなくとも良いものとする。
- 第8条 監事は、上越市バスケットボール協会の総務部員とする。

2 監事が会計監査を行った事により、本連盟の会計報告が本協会になされたものとする。

第10条 役員、専門部長の任務は、次のとおりとする。

- 1 監事は、会計の監査と規約の管理にあたる。
- 2 事務局は、事務（会計含む）を処理する。
- 3 専門部長は、専門部の所割事項を統括する。

第11条 役員の任期は2ケ年とし再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 本連盟の会議は、連盟会議、役員会、専門部会とし、連盟議会、役員会は事務局が招集し議長となる。専門部会は、部長が招集し議長となる。

- 2 役員会は、監事・事務局をもって構成する。

第13条 連盟会議は、次の事項を審議決定または承認する。

- 1 事業計画
- 2 予算及び決算
- 3 役員の選任及び承認
- 4 規約の改廃

第14条 連盟会議は、年1回以上開催し、役員会・専門部会は必要により随時開催する。

第15条 本連盟の経費は、年会費、参加料・補助金・寄付金・事業収入をもってこれに充てる。

- 2 本連盟の会費は代表1名に対して、年会費を納める事により毎年の登録チームとする。

第16条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

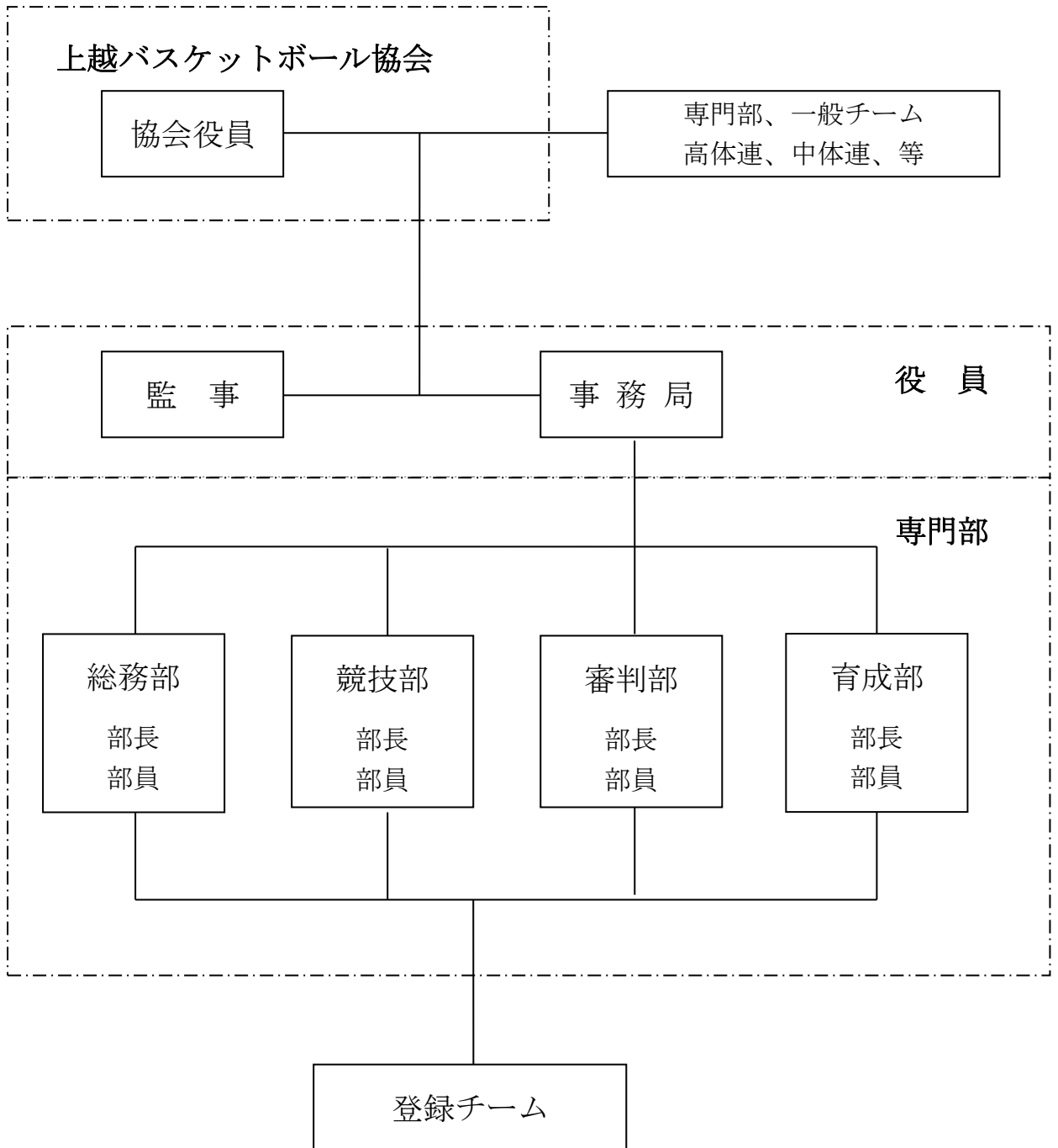
附 則 本規約は、平成24年4月1日より施行する。

平成25年 5月20日育成部設立により規約の一部を改正。

平成25年 5月20日地区ミニ連の役員改正に併せ、24年度からの役員を1年で任期を終了し25年度以降2年間の任期とする。

平成25年 5月20日夏季市内大会を上越カップの予選とした要綱を削除。

上越市バスケットボール協会ミニバスケットボール連盟組織図



※ 登録チームとは、上越市バスケットボール協会管轄地区内のミニバスケットボールチームで、毎年の会費を納めたチームをいう。